



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

94.1.14 No.3927

「公正な解雇」の命令が 不当労働行為の救済にあたるか!

清算事業団斗争の解体 狙う政治的反動命令を許すな

「十二・二四中労委命令」は、不当労働行為の救済命令に値しない、政治的な反動命令である。中労委は、「公正」に解雇し直すことをJR北海道・貨物に命じ、大阪事件では、分割・民営化攻撃の過程で行なわれた不当労働行為の存在すら否定したのだ。

この命令内容の根底にあるのは、清算事業団闘争と国鉄労働運動の解体を狙う権力の意思に他ならない。

「公正な解雇」を JRに白紙委任

北海道命令の最大の問題点は、地労委で勝利している一七〇四名の救済対象者のうち一二五三名を対象から外し、救済対象者の枠を四五一名に限定した上で、さらにその中から、「当時の採用の基準等を参考として、JRが改めて公正に選考し、その結果採用すべきものと判断した者」だけを最終的な救済対象者としていることである。つまり、誰が救済対象者になるかは、全てJRの「再選別」に白紙委任してしまったのである。そもそもJRは、不当労働行為の実行者だ。自ら不当労働行為に手を染

め、今もひらき直り続けている者が、どうして「公正な選考」などすると言うのか。JRがもう一度「選考」すれば、「公正」に選考した結果、採用すべきと判断した者はゼロでした」となるに決まっているのだ。

「国鉄改革に非協力的、勤務評定が悪くても無理からぬ行動をした」と国労組合員を非難!

命令では、「採用者は相当数となるべきである」と記されているが、「相当数とすべき」と主張することの根拠は、次のように書かれている。「国労及び国労組合員が広域異動その他国鉄改革に係る諸施策に協力的でなかったこと」「国鉄改革の過程における国労組合員の行動には、それが勤務の評定に影響を与えらるることになったとしても無理からぬ側面があったこと、等を総合的に勘案すれば、……相当数となるべき」と言うのである。要するに、中労委の言っているのは、驚くべきことに、勤務評定が低くなったのは、国労組合員の対応に問題があった、と言うことなのだ。これでは、「相当数」は、限りなくゼロに

近い数で構わないと言っているようなものだ。

しかも、「相当数」が何人になるかは、「組合間の採用比率の差」の他に、「最近3年間の新規の採用実績等を参照すべき」としている。JR北海道の新規採用実績は、七三名でしかない。つまり、「せいぜい七〇名程度を採用すればいいんだ」と、JR当局をそのかしているのがある。一体、このようなものが、「不当労働行為の救済命令」と言えることができるのか!

「救済」の名に値 しない「命令」だ

しかし、以上の命令内容が意味することには、より重大な問題がある。

この事件は、「採用差別事件」と称されているが、この本質は「不当解雇」に他ならない。「解雇」という観点から見ればこの命令の本質は、よりはつきりとする。つまり、中労委命令

が言っていることは、「解雇の仕方」に一部不当労働行為があったから、公正に解雇手続きをやり直せ」ということに他ならないのだ。中労委は、JRに「公正な再解雇」を命じたのだ。前代未聞のことである。こんなものが「救済命令」に値しないことは誰が見ても明白である。このような命令を行なうことによつて、中労委は、不当労働行為の救済機関としての意味を、最終的に自ら放棄したと言わざるを得ない。

これは、「現状回復」「大量観察方式」等、自らが確立し、確定した判断となってきた不当労働行為救済の法理を、自ら覆したことを意味する。その意味でもこの命令は、国労を「和解路線」に引き込み変質させ、清算事業団闘争を解体することのみを目的とした、毒に満ちた攻撃であると言わなければならない。今こそ、中労委の反動命令を粉碎し、解雇撤回の旗を高く掲げよう!(大阪命令の批判については、別途掲載します)

反対同盟が 団結旗開きの 声 盛大に!!

